

訪問看護サービス 重要事項説明書

株式会社ワンストップ 訪問看護ゆらいと

この重要事項説明書は、利用者様が訪問看護サービスの契約にあたって、利用者様や利用者様のご家族の方に知っていただきたい事項を記載したものであり、契約書の内容をご理解していただけるような内容となっております。

◎ 当事業所の概要

事業者名	訪問看護ゆらいと
所在地	愛知県津島市寿町３６番地１ ベルタウンエルムD-201
指定事業者番号	２３６２７９００６１
開設年月日	令和２年４月１日
連絡先	０８０－３６４８－９８１４
管理者連絡先	氏名 富田 由利
	TEL ０８０－３６４８－９８１４
	FAX ０５６７－６９－８１１３
営業日・営業時間	月曜日から金曜日 ９時から１８時 国民の祝日・８月１３日から８月１５日、１２月３１日～１月３日を除く
通常のサービス提供実施地域	津島市・愛西市・稲沢市平和町・弥富市
事業の目的・運営方針	株式会社ワンストップが実施する訪問看護・予防訪問看護事業所の適正な運営を確保するために人員及び運営規定に関する事項を定め、居宅において介護保険・医療保険を利用し、主治医の指示に基づき、療養上の世話又は必要な診療の補助を行うことにより、その利用者様が安心して、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

◎勤務体制

職 種	資 格	常勤換算	備 考
管理者	看護師	１名	看護職員と兼務
看護職員	看護師	２．５名以上	
	准看護師		
リハビリ職員	作業療法士		

◎サービス提供をお受けできる地域

津島市、愛西市、稲沢市平和町、弥富市です。

◎事業の内容

訪問看護は利用者様の居宅において介護保険・医療保険を利用し、主治医の指示に基づき、療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。サービス内容は次のようです。

①病状や障害の観察

- ②清拭、洗髪、入浴などによる清潔の保持
- ③食事、排泄など日常生活の世話
- ④褥瘡（床ずれ）の予防と処置
- ⑤在宅でのリハビリテーション
- ⑥ターミナルケア（在宅での看取り）
- ⑦認知症の方の看護
- ⑧療養生活や介護方法の指導
- ⑨カテーテル等の医療器具の管理
- ⑩医師の指示による医療処置

◎利用料金と支払い方法

別紙に定める利用料金等を元に翌月 15 日ごろに請求書でご連絡します。請求書発行月末日までに下記のいずれかの方法でお支払いください。

- 指定口座へ振り込み
- 金融機関からの引き落とし

◎キャンセル料

利用者様の都合により、サービスを中止する場合はキャンセル料をいただくことがあります。但し、利用者様が急な病状悪化に伴う受診・入院等の場合は不要です。

○利用予定日の前日午後 4 時までに申し出があった場合は無料です。

○利用予定日の前日午後 4 時時までに申し出が無かった場合は自己負担と同じ額をいただきます。

◎利用の中止、変更、追加

- ①利用予定日の前に、利用者様の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加する事ができます。この場合は利用予定日の前日までに当事業所に申し出てください。
- ②サービスの利用中止、変更、追加の申し出に対し当事業所の都合により、利用者様の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能期間又は日時を利用者様に提示して協議します。
- ③利用者様の都合によりサービスの開始時間が遅れた場合は、準備が整い次第サービスを開始しますがサービスの終了時間は予定通りの時刻となります。

◎個人情報保護について

利用者様の個人情報を含むサービス計画、各種記録などについては、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとします。

◎秘密保持

当事業所の職員は業務上知り得た利用者様又はその家族の秘密保持を厳守します。また契約終了後も同様です。また当事業所の従業者であった者においても同様です。

◎緊急時の対応

訪問看護サービス中に事故、利用者様の症状の急変、その他緊急事態が生じた時は速やかにご家族へ連絡を取り、必要に応じて主治医、居宅介護支援事業者に報告します。

◎事故発生時の対応

- ①利用者様に対する訪問看護サービスにより事故が発生した場合は、速やかにご家族、居宅介護支援事業所、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ②利用者様に対する訪問看護サービスにより賠償をすべき事故が発生した場合は、速やかに賠償を行います。
- ③前項の事故の状況及び事故に際してとった処置については、記録を整備します。

◎損害賠償

当事業所は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。当事業所が利用者様に対して賠償すべきことが起こった場合は、誠実に対応すると共に、当事業所は金銭等により賠償をいたします。

加入保険名	あんしん総合保険制度
保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

◎ こんな場合はこちらまで

- ①深夜などに緊急を要する場合

緊急連絡先 **看護師直通携帯 080-3648-9814**

- ②サービスの提供に関して苦情や相談がある場合

苦情相談窓口担当者：富田 由利

TEL：080-3648-9814 FAX：0567-69-8113

- ③行政機関その他苦情受付機関

愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉室 苦情調査係	名古屋市東区泉1丁目6番5号 国保会館南館7階 TEL：052-971-4165
津島市役所 健康福祉部 高齢介護課	津島市立込町2丁目21番地 TEL：0567-24-1117

※他、各お住まいの役所担当窓口へご相談ください。

◎虐待の防止のための措置に関する事項

- ①当事業者は、虐待等に対する相談窓口を設置し利用者様の人権の擁護・虐待等の防止に努めます。
- ②当事業者は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者様の家族等、現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかに利用者様が住所を有す

る市町村に連絡を取り、必要な処置を講じます。

③虐待防止の為の指針の整備をします。

④虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について当事業所内で周知徹底します。

⑤虐待防止の為の研修会を定期的に実施します。

◎身体拘束に関する事項

①利用者様又は他の利用者様の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとします。

②身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

◎業務継続計画の策定等

①当事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者様に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

②当事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとします。

③当事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

◎衛生管理及び感染症対策

①当事業者は、従業員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

②事業所において感染症が発生、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

（i）当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底の実施。

（ii）当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備。

（iii）当事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び定期的な訓練の実施

◎ハラスメント防止対策に関する事項

当事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

◎第三者評価実施状況

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施していません。

◎ 当事業所の法人概要

法人名	株式会社ワンストップ
法人種類	株式会社
法人所在地	愛知県津島市寿町36番地1 ベルタウンエルムD-201
設立年月	令和2年1月8日
代表者氏名	代表取締役 中山 寿伸
電話番号	080-1588-5487
ファックス	0567-69-8113

訪問看護サービスにおける個人情報使用同意書

利用者様及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

当事業所が、介護保険法に関する法令に従い、利用者様の居宅サービス計画に基づき、訪問看護サービスを円滑に実施するため。

2 使用にあたっての条件

(1) 個人情報の提供は、1 に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

(2) 当事業所は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

3 個人情報の内容

(1) 氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況等、当事業所が訪問看護を行うために最低限必要な利用者様や家族個人に関する情報

(2) その他の情報

4 使用する期間

訪問看護契約書の契約期間とします。

以上

訪問看護サービス利用料金表

～介護保険～

※1単位の単価は10,42円です。

※自己負担額は介護報酬告示上の額に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。

【看護師の場合】

	訪問看護	介護予防訪問看護
20分未満	314単位	303単位
20分以上30分未満	471単位	451単位
30分以上60分未満	823単位	794単位
60分以上90分未満	1,128単位	1,090単位

【理学療法士等の場合】

	訪問看護	介護予防訪問看護
1回あたり（※1回あたり20分）	293単位	283単位

その他の加算料金

【夜間・早朝・深夜加算】

夜間（午後6時～午後10時）	25%加算
早朝（午前6時～午前8時）	
深夜（午後10時～午前6時）	50%加算

【特別管理加算】

カニューレ・留置カテーテルをしている状態	500単位／月
在宅酸素・重度褥瘡の状態	250単位／月

【緊急時訪問看護加算】

訪問看護計画以外の緊急時に対応する場合	600単位／月
---------------------	---------

【初回加算】

退院した日に初回の訪問看護を行った場合	350単位／月
退院した翌日以降に初回の訪問看護を行った場合	300単位／月

【退院時共同指導加算】

入院中に主治医等と連携し、在宅生活における指導を行い、文書を提出した場合	600単位／月
--------------------------------------	---------

【長時間訪問看護加算】

特別管理加算対象者に対して、90分以上の訪問看護を実施した場合	300単位／回
---------------------------------	---------

【複数名訪問加算】

看護師が2名以上で訪問した場合（30分未満）	254単位／回
（60分未満）	402単位／回
看護師と看護補助者で訪問した場合（30分未満）	201単位／回
（60分未満）	317単位／回

【ターミナルケア加算】

死亡月	2500単位
-----	--------

【看護体制強化加算】

緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算について一定割合以上の実績等がある事業所を評価する加算

看護体制強化加算（Ⅰ）	550単位／月
看護体制強化加算（Ⅱ）	200単位／月
介護予防訪問看護の看護体制強化加算	100単位／月

【サービス提供体制強化加算】

人材やサービスの質を確保した事業所を段階的に評価する加算

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6単位／回
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	3単位／回

【口腔連携強化加算】

口腔衛生状態、口腔機能の評価を歯科医療機関等に情報提供した場合	3単位／回
---------------------------------	-------

【交通費】

サービス提供実施地域である津島市・愛西市・稲沢市平和町・弥富市の場合	無料
サービス提供実施地域以外の場合で公共交通機関の利用した場合	交通費の実費
サービス提供実施地域以外の場合で自動車の利用した場合	実施地域を越えた地点から 1 kmあたり 30 円

～医療保険～

※自己負担金は1～3割と保険により異なります。

※受給者証の種類によっては公費負担が適応になります。

【訪問看護管理療養費Ⅰ】

月の初日		7, 670円／日
月の2日目以降	1日につき	3, 000円／日

【訪問看護基本療養費Ⅰ】（1日につき）

訪問看護基本療養費Ⅰ （看護師による場合）	週3日目まで	5, 550円／日
	週4日目以降	6, 550円／日
訪問看護基本療養費Ⅰ （准看護師による場合）	週3日目まで	5, 050円／日
	週4日目以降	6, 050円／日

【訪問看護基本療養費Ⅱ】（1日につき）※同一建物への訪問

訪問看護基本療養費Ⅱ （看護師による場合）	同一日2人	週3日目まで	5, 550円／日
		週4日目以降	6, 550円／日
訪問看護基本療養費Ⅱ （看護師による場合）	同一日3人以上	週3日目まで	2, 780円／日
		週4日目以降	3, 280円／日
訪問看護基本療養費Ⅱ （准看護師による場合）	同一日2人	週3日目まで	5, 050円／日
		週4日目以降	6, 050円／日
訪問看護基本療養費Ⅱ （准看護師による場合）	同一日3人以上	週3日目まで	2, 530円／日
		週4日目以降	3, 030円／日

【訪問看護基本療養費Ⅲ】※入院中で在宅療養に備えた外泊時。

訪問看護基本療養費Ⅲ	入院中に1, 2回	8, 500円／日
------------	-----------	-----------

【その他 加算】

難病等複数回訪問加算	1日2回まで		4, 500円／日
	1日3回以上		8, 000円／日
長時間訪問看護加算	90分超	週1回まで	5, 200円／日
緊急訪問看護加算	月14日目まで		2, 650円／日

	月 15 日目以降		2, 0 0 0 円／日
2 4 時間対応体制加算	1 月あたり		6, 8 0 0 円／月
複数名訪問看護加算	看護師と同時に行う場合 1 日に 1 回		4, 5 0 0 円／日
	准看護師と同時に行う場合 1 日に 1 回		3, 8 0 0 円／日
	看護補助者と 同時に行う場 合	1 日に 1 回	3, 0 0 0 円／日
		1 日に 2 回	6, 0 0 0 円／日
		1 日に 3 回以上	1 0, 0 0 0 円／日
夜間・早朝訪問看護加算	6：00～8：00／18：00～22：00		2, 1 0 0 円／回
深夜訪問看護加算	22：00～翌 6：00		4, 2 0 0 円／回
退院支援指導加算	退院日の翌日以降初日に加算		6, 0 0 0 円／日
	※長時間（90 分以上）の場合		8, 4 0 0 円／日
退院時共同指導加算	退院日の翌日以降初日に加算		8, 0 0 0 円／日
在宅患者連携指導加算	1 回あたり（月 1 回まで）		3, 0 0 0 円／回
在宅患者緊急時カンファレンス加算	1 回あたり（月 2 回まで）		2, 0 0 0 円／回
特別管理加算	1 月につき		2, 5 0 0 円／月
	1 月につき（重症度が高い方）		5, 0 0 0 円／月
情報提供療養費 1. 2. 3	1 回あたり（月 1 回まで）		1, 5 0 0 円／回
ターミナルケア療養費 1			2 5, 0 0 0 円／回
ターミナルケア療養費 2	特別養護老人ホームの方		1 0, 0 0 0 円／回
看護・介護職員連携強化加算	1 月あたり		2, 5 0 0 円／月
医療 DX 情報活用加算	1 月あたり		5 0 円／月

【交通費】

事業所から直線距離が、3 km 未満	無料
事業所から直線距離が、3 km 以上 5 km 未満	2 0 0 円／回
事業所から直線距離が、5 km 以上 1 0 km 未満	3 0 0 円／回

※事業所から直線距離が 1 0 km 以上の場合、1 km 増す毎に 5 0 円追加になります。

～介護保険・医療保険 共通～

【その他の費用・私費サービス（利用者負担）】

訪問看護（保険適用外） 営業日の場合 30分につき	午前8時～午後6時	4,000円／30分
	午前6時～午前8時 又は、 午後6時～午後10時	5,000円／30分
	午後10時～午前6時	6,000円／30分
訪問看護（保険適用外） 営業時間外の場合 30分につき	午前8時～午後6時	6,000円／30分
	午前6時～午前8時 又は、 午後6時～午後10時	7,500円／30分
	午後10時～午前6時	9,000円／30分
訪問看護（保険適用） 営業日以外の訪問の場合	1回につき	3,000円／回
吸引器の貸出	1月につき	5,000円／月
	一時的	170円／日
死後の処置		15,000円／回
日常生活用具、物品、材料費等		実費

各種感染症への対策のお知らせとお願い

当事業所では、これまでも健康管理・清潔保持に努めておりますが、この度の新型コロナウイルス流行を受け、以下のように更なる感染防止の徹底を行っていきます。また、訪問看護にあたり皆さまにお願いしたいこともありますので、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

- 全職員は出勤前に検温を行い、発熱や風邪症状や倦怠感のある時は自宅待機としています。
- 職員は勤務外での不要不急の外出を控えるようにしています。
- 訪問前後で手洗いをさせていただき、使用したペーパータオルやガウンやアルコール綿、手袋等は、訪問宅または訪問施設で破棄（燃えるゴミ）をお願いします。
- 訪問時、飲食することを禁止しています。

（お気持ちでお茶を出してくださる方もおられますが、勤務中の飲食は固く禁じておりますのでお気遣いのないようお願いいたします）

- 訪問時、ご利用様が 37.5°C 以上の発熱があった際は、主治医に報告し、指示によってはケアの中止や短縮、ケア内容の変更を行うこともあります。また、可能ならご本人やご家族にマスクの着用をお願いいたします。
- ご家族様に発熱等の症状がある場合は、ご利用様の看護やリハビリを実施している間は、別室にて待機くださいますようお願いいたします。
- 訪問前にご利用様やご家族に 37.5°C 以上の発熱が分かった場合は、あらかじめご連絡くださいますようお願いいたします。

- 訪問看護の前には窓を開けて換気をお願いいたします。
なるべく密室環境を改善するために、訪問看護師が訪問する前や訪問中は窓を開けさせてください。

- 職員は訪問時、マスクを着用します。場合によってはガウンやメガネ等を着用してケアをさせていただくことがあります。

- 会話やケアをさせていただく際は近距離となります。お互いにマスクをしていると感染のリスクが下がりますので、ご利用様やご家族様におかれましても訪問中はできしたらマスクの着用をお願いいたします。



※以上の対応のため、急な担当変更や、時間変更、訪問の調整をお願いすることがあると思います。また、事業所の状況により休止や、ご相談の上、近隣の訪問看護ステーションに依頼することもありますので、よろしく願いいたします。皆さまの安全と感染拡大防止のため、ご理解とご協力をお願いいたします。